

富良野市地域見守り活動に関する協定書

富良野市（以下「甲」という）と旭川地方道新会旭川近郊地区会（以下「乙」という）は、高齢者等の見守り活動に関する協力について、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、甲と乙が連携し、孤立の防止及び支援の必要な者を把握することにより、地域福祉の向上を図ることを目的とする。

（連携内容）

第2条 乙を構成する販売所長が経営する販売所（以下「乙を構成する販売所」という）の役員及び従業員（以下「従業員等」という）が通常の業務活動中に、高齢者等から支援や保護を求められた場合又は訪問先などで異変等を発見したときは、当該従業員等は所属する販売所を通じて、甲があらかじめ提示した甲の通報先へ速やかに通報するものとする。

2 前項の通報に係る費用は、乙の負担とする。

3 甲は、通報を受けた場合は速やかに関係機関と連携し、適切な対応を行うものとする。

（従業員への周知）

第3条 乙を構成する販売所は、本協定を従業員等に周知し、本協定を順守するよう指導する。

（免責）

第4条 乙、乙を構成する販売所及び当該販売所の従業員等は、当該従業員等が第2条1項の通報を行わなかった場合であっても、その後に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

（個人情報の保護）

第5条 乙、乙を構成する販売所及び当該販売所の従業員等は、本協定に係る見守り活動に関して知り得た個人情報を、当該者の了解を得ず第三者に漏らしてはならない。本協定に基づく連携が終了した後においても同様とする。

2 前項に規定するもののほか、乙は、業務の実施に伴う個人情報の取扱いについては、別途締結する確認書によるものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲および乙のいずれからも申出が無い場合は、さらに1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項または本協定の内容に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議し決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年11月30日

甲 北海道富良野市弥生町1番1号
富良野市長 能登 芳昭

乙 北海道旭川市4条通9丁目 旭川北洋ビル
旭川地方道新会旭川近郊地区会
会長 川合 公至

会員 北海道新聞太田販売所 川見 智章

会員 北海道新聞荒田販売所 荒田 敦子

会員 北海道新聞横井販売所 横井 真

確認書

平成28年11月30日付で、富良野市（以下「甲」という）と旭川地方道新会旭川近郊地区会（以下「乙」という）との間で締結した「富良野市地域見守り活動に関する協定書」（以下「本協定」という）に定めがあるもののほか、次のとおり確認（以下「本確認」という）する。

（事業者の協力内容）

第1条 乙を構成する販売所長が経営する販売所（以下「乙を構成する販売所」という）の役員及び従業員（以下「従業員等」という）の行う通常の配達等の業務において、訪問先で当該従業員等が異変等を発見した場合、本確認第3条に定める状況等を総合的に判断し、必要に応じて甲へ連絡するものとする。なお、倒れている等、緊急を要する場合は、当該従業員等が速やかに消防や警察等へ連絡を行うものとする。

（活動の対象とする地域）

第2条 本協定による活動の対象となる地域（以下「対象地域」という）は、富良野市内で乙を構成する販売所の従業員等が日常的に業務を行う地域とする。

（異変の状況）

第3条 本確認第1条の異変等とは、対象地域において以下の例示及びそれに類する状況であることを踏まえた上で、乙を構成する販売所の従業員等が判断するものとする。

【異変と考えられる参考事例】

- 郵便受けに新聞や郵便物が相当量たまっている。
- 何日にもわたり、夜になっても洗濯物が物干しに干したままになっている。
- 数回にわたり、訪問時、日中にカーテンが閉じたままになっていたり、電灯がついたままになっている。または、夜中にカーテンが開いたままになっていたり、電灯がついていない。
- 相当期間、除雪が行われた形跡がない。
- 前回届けたものが、そのままになっている。
- いつも連絡がとれていた人と連絡がとれなくなっている。
- 家から異臭、異音がする。
- 家から怒鳴り声が聞こえる。
- 話が通じないなど、意思疎通が困難になっている。
- 極端に痩せた。不自然な怪我やアザがある。衣服が異常に汚れている。異臭がする。
- 生活が困窮している状況がうかがわれる。
- その他、明らかに通常と異なる状態である。

（連絡先）

第4条 本確認第1条における甲の連絡先は、富良野市保健福祉部 高齢者福祉課 地域包括支援センター（TEL：0167-39-2255 FAX：0167-39-2222）とする。

（対応する曜日と時間）

第5条 本確認に基づき対応する曜日と時間は、月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日から同月5日までと、および12月31日は除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの運用とする。

（秘密保持）

第6条 業務の処理に当たっては、本協定第5条に規定するもののほか、個人情報の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 甲の承諾を得ないで業務に係る個人情報を本協定の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (2) 本協定を履行するために行う場合を除き、業務に係る個人情報が記載された資料（電磁的記録であるものを含む。）を複製し、又は複製してはならない。

（事業者の取組み）

第7条 本協定に基づく協力内容とは別に、乙を構成する販売所の独自の取り組みとして、高齢者等の緊急連絡先を把握するなど、自ら緊急時の連絡体制を整えるよう努めるものとする。

本確認の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年11月30日

甲 北海道富良野市弥生町1番1号
富良野市長 能登 芳昭

乙 北海道旭川市4条通9丁目 旭川北洋ビル
旭川地方道新会旭川近郊地区会
会長 川合 公至
会員 北海道新聞太田販売所 川見 智章
会員 北海道新聞荒田販売所 荒田 敦子
会員 北海道新聞横井販売所 横井 真